

茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書の改定内容

現 行	改 定	改定理由
<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-5 工事カルテ作成、登録 (P1-1-4)</p> <p>請負人は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス (CORINS) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に完成時は、工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならぬ。(ただし、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。)</p> <p>また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が請負人に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>なお、請負人が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-5 CORINSへの登録 (P1-1-4)</p> <p>請負人は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス (CORINS) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならぬ。(ただし、工事請負代金額500万円以上1,000万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。)</p> <p>なお、<u>変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</u></p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負人に届いた際には、<u>速やかに監督員に提示しなければならない。</u>なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>	<p>工事の名称、変更登録の明細、変更場場の明確化</p>